

## 文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～

個人の芸術家や小規模な芸術家グループを派遣し、講話、実技披露、ワークショップ等の実技指導を実施します。

### ●分野

- ◆音楽
- ◆演劇
- ◆舞踊
- ◆大衆芸能
- ◆美術
- ◆伝統芸能
- ◆文学
- ◆生活文化
- ◆メディア芸術 等

■**実施時期** 6月1日から12月28日まで（令和2年度見込）

■**対象** 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校

■**実施場所** 各学校（教室・体育館等）、文化施設等

■**申込方法** 申請書に必要事項を記入の上、市町教育委員会を通じて滋賀県教育委員会幼小中教育課（県立中学校・高等学校は直接滋賀県教育委員会高校教育課、特別支援学校は直接滋賀県教育委員会特別支援教育課、国立および私立学校は直接滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課）へ提出してください。

■**募集時期** 前年8月頃

### ■費用

文化庁の負担	開催校の負担
<ul style="list-style-type: none"> <li>●謝金</li> <li>●旅費</li> <li>●講演等諸雑費（楽器運搬費・著作権使用料等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童・生徒が会場へ移動する際の交通費</li> <li>●学校の施設設備の使用及び条件整備に係る経費（光熱水料、ピアノ移動経費、暗幕設置経費等）</li> <li>●文化施設を利用する際の使用に係る経費（会場借上料（付帯設備等含む））</li> <li>●諸雑費（お茶代等）</li> <li>●文化庁の基準単価を上回る経費等</li> </ul>

## ◎先生の感想(派遣事業)

・日頃、プロの劇団による芸術鑑賞体験が少ない子ども達にとって貴重な学習の機会となり、涙を流す生徒もいるほど大きな感動を味わわせることができました。

・美術に苦手意識を持っている生徒も生き生きと取組めており、制作が打ちこんでいる様子が多く見られました。この事業では通常の学校生活の中では得ることができない体験や刺激があり、子ども達により広い世界を学ばせることができると感じました。

・生徒たちは他者と協働しながら作品を創り上げ発表する過程で、他人に伝わる表現とはどのようなものなのかということについて、体系的に学ぶことができました。

※事業専用ホームページより抜粋

## 問い合わせ・申込先

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-3341 FAX 077-528-4833

E-mail sc00@pref.shiga.lg.jp